

政策会議付議事案書 (令和5年1月17日)

提案課名 財政課 建築指導課
 報告者名 小山田範人 小谷幹夫

<p>事案名</p>	<p>秦野市手数料条例の一部を改正することについて</p>	<p>資料 有</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>国は、2050年カーボンニュートラルの実現について宣言し、建築物分野での省エネ対策を加速させるため、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」を公布しました。</p> <p>これに伴い、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」が改正され、「都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「エコまち法」という。）」及び「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）」の手續等について改める必要があるため、秦野市手数料条例の一部を次のとおり改正するものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定申請手数料について、住宅部分の誘導仕様基準に対応する区分及び手数料の額を定めること。 2 低炭素建築物新築等計画に係る認定申請手数料について、住宅部分の申請単位の見直しその他の所要の整備を行うこと。 	
<p>経過・検討結果</p>	<p>【法律の公布経過】</p> <p>令和4年6月17日 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律 公布（3月以内施行済、1年以内、2年以内及び3年以内施行予定）</p> <p>同年11月7日 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条第1項の規定に基づく「日本住宅性能表示基準」の改正告示（消費者庁、国土交通省） 公布及び施行（令和5年4月1日一部施行）</p> <p>同日 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（国土交通省） 公布及び施行</p> <p>同日 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費性能に関する誘導基準の制定告示（国土交通省） 公布及び施行 *建築物省エネ法関係</p> <p>同日 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部改正告示（経済産業省、国土交通省及び環境省告示） 公布及び施行 *エコまち法関係</p>	

<p style="writing-mode: vertical-rl;">決定等を要する事項</p>	<p>秦野市手数料条例の一部を次のとおり改正すること。</p> <p>1 エコまち法に基づく低炭素建築物新築等計画及び建築物省エネ法に基づく性能向上計画に係る認定申請手数料について、次のとおり区分及び額を追加すること。</p> <p>(1) 住宅部分に誘導仕様基準に対応する区分及び額を追加すること。</p> <p>(2) 非住宅部分（学校、病院、店舗、事務所等）にモデル建物法による区分及び額を追加すること。</p> <p>2 エコまち法に関する低炭素建築物新築等計画に係る認定申請手数料について、住宅部分の申請単位を住戸の合計から床面積の合計に応じた区分に改めること。また、その他所要の整備を行うこと。</p> <p>※詳細は、資料1～3のとおり</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">今後の取扱い</p>	<p>1 令和5年2月 令和5年3月市議会定例会に条例改正議案を提出 改正概要について事前案内(ホームページ、窓口にて案内)</p> <p>2 令和5年4月1日 改正条例の施行 同日以降 改正手数料の周知 (ホームページ、窓口にて周知)</p> <p>補足：神奈川県を含む特定行政庁（計13団体）は、ほぼ全ての特定行政庁が2月又は3月議会での議決を経て、令和5年4月1日より改正条例を施行する予定です。</p>

秦野市手数料条例の一部を改正することについて

秦野市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年2月 日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

次の理由により改正するものであります。

- (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定申請手数料について、住宅部分の誘導仕様基準に対応する区分及び手数料の額を定めること。
- (2) 低炭素建築物新築等計画に係る認定申請手数料について、住宅部分の申請単位の見直しその他の所要の整備を行うこと。

秦野市手数料条例の一部を改正する条例

秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1第7項第1号イ中「並びに次項第1号イ及び第3号イ（イ）」を削り、同表第8項各号列記以外の部分及び第1号中「低炭素法」を「エコまち法」に改め、同号ア（ア）中「1件につき4,900円」を「次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額」に改め、同号ア（ア）に次のように加える。

- a 床面積の合計が200平方メートル未満のとき。 1件につき
4,700円
- b 床面積の合計が200平方メートル以上のとき。 1件につき
4,700円

別表第1第8項第1号ア（イ）中「の住宅部分（人の居住用の用途として使用する建築物の部分を用いる。以下この項及び第10項において同じ。）」及び「（住宅部分のみの申請をする場合に限る。）」を削り、「申請戸数（共同住宅等に係る計画について、同時に認定申請をした住戸の数をいう。以下この項において同じ。）」を「建築物の床面積」に改め、同号ア（イ）a中「申請戸数が1戸」を「床面積の合計が300平方メートル未満」に、「4,900円」を「9,400円」に改め、同号ア（イ）b中「申請戸数が2戸以上5戸以下」を「床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満」に、「9,600円」を「20,000円」に改め、同号ア（イ）c中「申請戸数が6戸以上10戸以下」を「床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満」に、「16,000円」を「45,000円」に改め、同号ア（イ）d中「申請戸数が11戸以上25戸以下」を「床面積の合計が5,000平方メートル以上」に、「27,000円」を「81,000円」に改め、同号ア（イ）eからiまでを削り、同号ア（ウ）中「（同時に住宅部分の認定申請をしたものを含む。）」を削り、同号ア（ウ）a及びbを次のように改める。

- a 共同住宅等の部分 次に掲げる建築物の共同住宅等の部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

- (a) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 1件につき9,400円
 - (b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 1件につき20,000円
 - (c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 1件につき45,000円
 - (d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき。 1件につき81,000円
- b 非住宅部分（建築物の住宅部分（人の居住用の用途として使用する建築物の部分という。）以外の部分という。以下この項及び第10項において同じ。） 次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額
- (a) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 1件につき9,400円
 - (b) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 1件につき16,000円
 - (c) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 1件につき27,000円
 - (d) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 1件につき80,000円
 - (e) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。 1件につき130,000円
 - (f) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 1件につき160,000円
 - (g) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。 1件につき200,000円

別表第1第8項第1号ア（ウ）cを削り、同号イ中「に消費税等相当額を加えて得た額とアに掲げる額とを合計した額」を削り、（ア）から（ウ）までを次のように改める。

- (ア) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び第10項において「基準省令」という。）第10条第2号イ（1）及びロ（1）の規定に係るものに限る。）のとき。 次に掲げる建築物の

床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のとき。 1件につき
34,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のとき。 1件につき
38,000円

(イ) 一戸建ての住宅（基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）の規定に係るものに限る。）のとき。 次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のとき。 1件につき
17,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のとき。 1件につき
19,000円

(ウ) 共同住宅等（基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）の規定に係るものに限る。）のとき。 次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 1件につき
69,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 1件につき120,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 1件につき200,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき。 1件につき280,000円

別表第1第8項第1号イに次のように加える。

(エ) 共同住宅等（基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）の規定に係るものに限る。）のとき。 次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 1件につき
33,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 1件につき57,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 1件につき100,000円

- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき。 1件につき160,000円
- (オ) 1の建築物のとき。 次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額
 - a 共同住宅等の部分（基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）の規定に係るものに限る。） 次に掲げる建築物の共同住宅等の部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (a) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 1件につき69,000円
 - (b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 1件につき120,000円
 - (c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 1件につき200,000円
 - (d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき。 1件につき280,000円
 - b 共同住宅等の部分（基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）の規定に係るものに限る。） 次に掲げる建築物の共同住宅等の部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (a) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 1件につき33,000円
 - (b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 1件につき57,000円
 - (c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 1件につき100,000円
 - (d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき。 1件につき160,000円
 - c 非住宅部分（基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）の規定に係るものに限る。） 次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (a) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 1件につき230,000円
 - (b) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 1件につき290,000円

- (c) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。1件につき370,000円
 - (d) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。1件につき530,000円
 - (e) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。1件につき650,000円
 - (f) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。1件につき770,000円
 - (g) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。1件につき870,000円
- d 非住宅部分（基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）の規定に係るものに限る。）次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額
- (a) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。1件につき87,000円
 - (b) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。1件につき110,000円
 - (c) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。1件につき150,000円
 - (d) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。1件につき240,000円
 - (e) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。1件につき310,000円
 - (f) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。1件につき370,000円
 - (g) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。1件につき440,000円

別表第1第8項第2号及び第3号中「低炭素法」を「エコまち法」に改め、同号ア中「住宅部分、共用部分」を「部分」に改め、同号ア（ア）中「同号ア（ウ）に掲げる額」を「同号アに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額」に、「同号ア（ウ）中「総戸数」を「追加する戸数」と、」を「同号ア中」に改め、同号ア（イ）中「同号ア（ウ）に掲げる額と同号イ（ウ）に掲げる額とを合計した額」を「同号イに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額」に、「これら

の規定中「総戸数」を「追加する戸数」と、「」を「同号イ中」に改め、同号イ（イ）中「に消費税等相当額を加えて得た額と同号アに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額に2分の1を乗じて得た額とを合計した額」を削り、同項第4号中「低炭素法」を「エコまち法」に改め、同表第10項第1号ア中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項において「基準省令」という。）」を「基準省令」に改め、同号ア（ア）中「建築物の住宅部分以外の部分をいう。以下この項において同じ。」を削り、同項第3号ア（イ）中「イ（イ）」を「イ（ウ）」に改め、同号ア（ウ）中「イ（ウ）」を「イ（エ）」に改め、同号ア（ウ）b中「イ（ア）又は（イ）」を「イ（ア）、（イ）又は（ウ）」に改め、同号イ（ア）中「基準省令第10条第2号イ及びロ」を「基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）」に改め、同号イ（ウ）a及びb中「（ア）又は（イ）」を「（ア）、（イ）又は（ウ）」に改め、同号イ中（ウ）を（エ）とし、同号イ（イ）a中「基準省令第10条第2号イ及びロ」を「基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）」に改め、同号イ（イ）中cをdとし、bをcとし、aの次に次のように加える。

b 住宅部分（基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）の規定に係るものに限る。） 次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 1件につき
33,000円

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 1件につき57,000円

(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 1件につき100,000円

(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき。 1件につき160,000円

別表第1第10項第3号イ中（イ）を（ウ）とし、（ア）の次に次のように加える。

(イ) 一戸建ての住宅（基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）の規定に係るものに限る。） のとき。 次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のとき。 1件につき

17,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のとき。 1件につき

19,000円

別表第1第10項第7号ア中「低炭素法」を「エコまち法」に改め、同号イ（イ）中「基準省令第1条第1項第2号イ（2）（i）」を「基準省令第1条第1項第2号イ（2）」に改め、同号イ（ウ）a中「第3号イ（イ）a」を「第3号イ（ウ）a」に改め、同号イ（ウ）c中「第3号イ（イ）b」を「第3号イ（ウ）c」に改め、同号イ（ウ）d中「第3号イ（イ）c」を「第3号イ（ウ）d」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 号 秦野市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1－6（略）</p> <p>7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「長期優良住宅法」という。）関係手数料</p> <p>(1) 長期優良住宅建築等計画の認定手数料（長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をしない場合）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア（略）</p> <p>イ ア以外の場合 建築物の住戸の総数に応じ、次に掲げる額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき算出した消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき算出した地方消費税額を加えて得た額をいう。第6号イにおいて同じ。）を加えて得た額とアに掲げる額とを合計した額</p> <p>(7)・(7)（略）</p> <p>(2)・(9)（略）</p> <p>8 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「<u>エコまち法</u>」という。）関係手数料</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1－6（略）</p> <p>7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「長期優良住宅法」という。）関係手数料</p> <p>(1) 長期優良住宅建築等計画の認定手数料（長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をしない場合）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア（略）</p> <p>イ ア以外の場合 建築物の住戸の総数に応じ、次に掲げる額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき算出した消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき算出した地方消費税額を加えて得た額をいう。第6号イ<u>並びに次項第1号イ及び第3号イ（イ）</u>において同じ。）を加えて得た額とアに掲げる額とを合計した額</p> <p>(7)・(7)（略）</p> <p>(2)・(9)（略）</p> <p>8 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「<u>低炭素法</u>」という。）関係手数料</p>

(1) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料（エコまち法第54条第2項の規定による申出をしない場合） 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア エコまち法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。第10項において「建築物省エネ法」という。）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第10項第3号ア及び第7号アにおいて「判定機関」という。）又は評価機関による審査を受けた場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 一戸建ての住宅（人の居住用以外の用途として使用する部分を有しないものに限る。以下この項及び第10項において同じ。）のとき。 次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のとき。

1件につき4,700円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のとき。

1件につき4,700円

(イ) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。）のとき。 次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞ

(1) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料（低炭素法第54条第2項の規定による申出をしない場合） 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 低炭素法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。第10項において「建築物省エネ法」という。）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第10項第3号ア及び第7号アにおいて「判定機関」という。）又は評価機関による審査を受けた場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 一戸建ての住宅（人の居住用以外の用途として使用する部分を有しないものに限る。以下この項及び第10項において同じ。）のとき。 1件につき4,900円

(イ) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。）の住宅部分（人の居住用の用途として使用する建築物の部分

れに定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。
1件につき9,400円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 1件につき20,000円
- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 1件につき45,000円
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき。 1件につき81,000円

いう。以下この項及び第10項において同じ。）のとき（住宅部分のみの申請をする場合に限る。）。 次に掲げる申請戸数（共同住宅等に係る計画について、同時に認定申請をした住戸の数をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、それぞれに定める額

- a 申請戸数が1戸のとき。 1件につき4,900円
- b 申請戸数が2戸以上5戸以下のとき。 1件につき9,600円
- c 申請戸数が6戸以上10戸以下のとき。 1件につき16,000円
- d 申請戸数が11戸以上25戸以下のとき。 1件につき27,000円
- e 申請戸数が26戸以上50戸以下のとき。 1件につき45,000円
- f 申請戸数が51戸以上100戸以下のとき。 1件につき81,000円
- g 申請戸数が101戸以上200戸以下のとき。 1件につき130,000円
- h 申請戸数が201戸以上300戸以下のとき。 1

(ウ) 1の建築物のとき。次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額

a 共同住宅等の部分 次に掲げる建築物の共同住宅等の部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。1件につき9,400円

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。1件につき20,000円

(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。1件につき45,000円

(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき。1件につき81,000円

件につき160,000円

i 申請戸数が301戸以上のとき。1件につき170,000円

(ウ) 1の建築物（同時に住宅部分の認定申請をしたものを含む。）のとき。次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額

a 共同住宅等の住宅部分 次に掲げる住戸の総戸数の区分に応じ、それぞれに定める額

(a) 総戸数が1戸のとき。1件につき4,900円

(b) 総戸数が2戸以上5戸以下のとき。1件につき9,600円

(c) 総戸数が6戸以上10戸以下のとき。1件につき16,000円

(d) 総戸数が11戸以上25戸以下のとき。1件につき27,000円

(e) 総戸数が26戸以上50戸以下のとき。1件につき45,000円

(f) 総戸数が51戸以上100戸以下のとき。1件につき81,000円

(g) 総戸数が101戸以上200戸以下のとき。1件につき130,000円

(h) 総戸数が201戸以上300戸以下のとき。1

b 非住宅部分（建築物の住宅部分（人の居住用の用途として使用する建築物の部分という。）以外の部分という。以下この項及び第10項において同じ。）次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。
1件につき9,400円

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上
1,000平方メートル未満のとき。1件につき
16,000円

(c) 床面積の合計が1,000平方メートル以上
2,000平方メートル未満のとき。1件につき
27,000円

(d) 床面積の合計が2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のとき。1件につき
80,000円

(e) 床面積の合計が5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満のとき。1件につ
き130,000円

件につき160,000円

(i) 総戸数が301戸以上のとき。1件につき
170,000円

b 共用部分（共同住宅等の住宅部分以外の部分という。以下この項において同じ。）次に掲げる建築物の共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(a) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき。
1件につき9,600円

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え、
2,000平方メートル以下のとき。1件につき
27,000円

(c) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、
5,000平方メートル以下のとき。1件につき
81,000円

(d) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、
10,000平方メートル以下のとき。1件につ
き130,000円

(e) 床面積の合計が10,000平方メートルを超
え、25,000平方メートル以下のとき。1件
につき160,000円

(f) 床面積の合計が10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満のとき。 1件につ
き160,000円

(g) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の
とき。 1件につき200,000円

(f) 床面積の合計が25,000平方メートルを超え
るとき。 1件につき200,000円

c 非住宅部分（建築物の住宅部分及び共用部分以外の
部分をいう。以下この項において同じ。） 次に掲げ
る建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞ
れに定める額

(a) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき。
1件につき9,600円

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え、
2,000平方メートル以下のとき。 1件につき
27,000円

(c) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、
5,000平方メートル以下のとき。 1件につき
81,000円

(d) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、
10,000平方メートル以下のとき。 1件につ
き130,000円

(e) 床面積の合計が10,000平方メートルを超
え、25,000平方メートル以下のとき。 1件

イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び第10項において「基準省令」という。）第10条第2号イ（1）及びロ（1）の規定に係るものに限る。）のとき。 次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のとき。
1件につき34,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のとき。
1件につき38,000円

(イ) 一戸建ての住宅（基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）の規定に係るものに限る。）のとき。 次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のとき。
1件につき17,000円

につき160,000円

(フ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき。 1件につき200,000円

イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額に消費税等相当額を加えて得た額とアに掲げる額とを合計した額

(ア) 一戸建ての住宅のとき。 1件につき29,100円

(イ) 共同住宅等の住宅部分のとき（住宅部分のみの申請をする場合に限る。）。 次に掲げる申請戸数の区分に応じ、それぞれに定める額

a 申請戸数が1戸のとき。 1件につき29,100円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のとき。

1件につき19,000円

(ウ) 共同住宅等（基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）の規定に係るものに限る。）のとき。次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。

1件につき69,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のとき。1件につき

59,400円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のとき。1件につ

き81,000円

d 申請戸数が11戸以上25戸以下のとき。1件に

つき113,000円

e 申請戸数が26戸以上50戸以下のとき。1件に

つき155,000円

f 申請戸数が51戸以上100戸以下のとき。1件

につき199,000円

g 申請戸数が101戸以上200戸以下のとき。1

件につき250,000円

h 申請戸数が201戸以上300戸以下のとき。1

件につき340,000円

i 申請戸数が301戸以上のとき。1件につき

420,000円

(ウ) 1の建築物（同時に住宅部分の認定申請をしたものを含む。）のとき。次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額

a 共同住宅等の住宅部分 次に掲げる住戸の総戸数の区分に応じ、それぞれに定める額

(a) 総戸数が1戸のとき。1件につき29,100

平方メートル未満のとき。 1件につき

120,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上

5,000平方メートル未満のとき。 1件につき

200,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のと

き。 1件につき280,000円

円

(b) 総戸数が2戸以上5戸以下のとき。 1件につき

59,400円

(c) 総戸数が6戸以上10戸以下のとき。 1件につ

き81,000円

(d) 総戸数が11戸以上25戸以下のとき。 1件に

つき113,000円

(e) 総戸数が26戸以上50戸以下のとき。 1件に

つき155,000円

(f) 総戸数が51戸以上100戸以下のとき。 1件

につき199,000円

(g) 総戸数が101戸以上200戸以下のとき。 1

件につき250,000円

(h) 総戸数が201戸以上300戸以下のとき。 1

件につき340,000円

(i) 総戸数が301戸以上のとき。 1件につき

420,000円

b 共用部分 次に掲げる建築物の共用部分の床面積の
区分に応じ、それぞれに定める額

(a) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき。

1件につき100,400円

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え、

- 2, 000平方メートル以下のとき。 1件につき
153, 000円
- (c) 床面積の合計が2, 000平方メートルを超え、
5, 000平方メートル以下のとき。 1件につき
199, 000円
- (d) 床面積の合計が5, 000平方メートルを超え、
10, 000平方メートル以下のとき。 1件につ
き230, 000円
- (e) 床面積の合計が10, 000平方メートルを超
え、25, 000平方メートル以下のとき。 1件
につき270, 000円
- (f) 床面積の合計が25, 000平方メートルを超え
るとき。 1件につき300, 000円
- c 非住宅部分 次に掲げる建築物の非住宅部分の床面
積の区分に応じ、それぞれに定める額
- (a) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき。
1件につき230, 400円
- (b) 床面積の合計が300平方メートルを超え、
2, 000平方メートル以下のとき。 1件につき
353, 000円
- (c) 床面積の合計が2, 000平方メートルを超え、
5, 000平方メートル以下のとき。 1件につき

- (エ) 共同住宅等（基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）の規定に係るものに限る。）のとき。次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額
- a 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。
1件につき33,000円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。1件につき57,000円
- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。1件につき100,000円
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき。1件につき160,000円

- 469,000円
- (d) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき。1件につき540,000円
- (e) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき。1件につき630,000円
- (f) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき。1件につき700,000円

(オ) 1の建築物のとき。次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額

a 共同住宅等の部分（基準省令第10条第2号イ

(1)及びロ(1)の規定に係るものに限る。) 次に掲げる建築物の共同住宅等の部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。

1件につき69,000円

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上

2,000平方メートル未満のとき。1件につき

120,000円

(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上

5,000平方メートル未満のとき。1件につき

200,000円

(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のと

き。1件につき280,000円

b 共同住宅等の部分（基準省令第10条第2号イ

(2)及びロ(2)の規定に係るものに限る。) 次に掲げる建築物の共同住宅等の部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。

1件につき33,000円

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上
2,000平方メートル未満のとき。 1件につき
57,000円

(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のとき。 1件につき
100,000円

(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のと
き。 1件につき160,000円

c 非住宅部分（基準省令第10条第2号イ（1）及び
ロ（1）の規定に係るものに限る。） 次に掲げる建
築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに
定める額

(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。
1件につき230,000円

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上
1,000平方メートル未満のとき。 1件につき
290,000円

(c) 床面積の合計が1,000平方メートル以上
2,000平方メートル未満のとき。 1件につき
370,000円

(d) 床面積の合計が2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のとき。 1件につき

530,000円

(e) 床面積の合計が5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満のとき。 1件につ
き650,000円

(f) 床面積の合計が10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満のとき。 1件につ
き770,000円

(g) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の
とき。 1件につき870,000円

d 非住宅部分（基準省令第10条第2号イ（2）及び
ロ（2）の規定に係るものに限る。） 次に掲げる建
築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに
定める額

(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。
1件につき87,000円

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上
1,000平方メートル未満のとき。 1件につき
110,000円

(c) 床面積の合計が1,000平方メートル以上
2,000平方メートル未満のとき。 1件につき
150,000円

(d) 床面積の合計が2,000平方メートル以上

5,000平方メートル未満のとき。1件につき

240,000円

(e) 床面積の合計が5,000平方メートル以上

10,000平方メートル未満のとき。1件につ

き310,000円

(f) 床面積の合計が10,000平方メートル以上

25,000平方メートル未満のとき。1件につ

き370,000円

(g) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の

とき。1件につき440,000円

(2) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料（エコまち法第54条第2項の規定による申出をする場合）前号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額とエコまち法第54条第2項の規定による申出をするものに応じ、それぞれ次に掲げる額とを合計した額

ア・イ （略）

(3) 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料（エコまち法第55条第2項において準用するエコまち法第54条第2項の規定による申出をしない場合）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額

ア 新たに共同住宅等の部分又は非住宅部分を追加する場合
変更認定申請に係るものについて、次に定める額

(2) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料（低炭素法第54条第2項の規定による申出をする場合）前号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額と低炭素法第54条第2項の規定による申出をするものに応じ、それぞれ次に掲げる額とを合計した額

ア・イ （略）

(3) 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料（低炭素法第55条第2項において準用する低炭素法第54条第2項の規定による申出をしない場合）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額

ア 新たに共同住宅等の住宅部分、共用部分又は非住宅部分を追加する場合
変更認定申請に係るものについて、次に

(ア) 第1号アに該当する場合においては、同号アに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（この場合においては、同号ア中「床面積」を「追加する床面積」と読み替えて算出した額）

(イ) 第1号イに該当する場合においては、同号イに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（この場合においては、同号イ中「床面積」を「追加する床面積」と読み替えて算出した額）

イ ア以外の場合 変更認定申請に係るものについて、次に定める額

(ア) (略)

(イ) 第1号イに該当する場合においては、同号イに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額に2分の1を乗じて得た額（同号イ（ウ）に該当する場合においては、既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。）

(4) 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料（エコまち法第55条第2項において準用するエコまち法第54条第2

定める額

(ア) 第1号アに該当する場合においては、同号ア（ウ）に掲げる額（この場合においては、同号ア（ウ）中「総戸数」を「追加する戸数」と、「床面積」を「追加する床面積」と読み替えて算出した額）

(イ) 第1号イに該当する場合においては、同号ア（ウ）に掲げる額と同号イ（ウ）に掲げる額とを合計した額（この場合においては、これらの規定中「総戸数」を「追加する戸数」と、「床面積」を「追加する床面積」と読み替えて算出した額）

イ ア以外の場合 変更認定申請に係るものについて、次に定める額

(ア) (略)

(イ) 第1号イに該当する場合においては、同号イに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額に2分の1を乗じて得た額に消費税等相当額を加えて得た額と同号アに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額に2分の1を乗じて得た額とを合計した額（同号イ（ウ）に該当する場合においては、既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。）

(4) 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料（低炭素法第55条第2項において準用する低炭素法第54条第2項の

項の規定による申出をする場合) 前号に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額とエコまち法第54条第2項の規定による申出をするものに応じ、それぞれ第2号ア又はイに掲げる額とを合計した額

9 (略)

10 建築物省エネ法関係手数料

(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料
次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 工場等 (基準省令第10条第1号に規定する工場等をいう。) の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 非住宅部分 (基準省令第1条第1項第1号イの規定に係るものに限る。) 次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a - g (略)

(イ) (略)

イ (略)

(2) (略)

(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料 (建

規定による申出をする場合) 前号に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額と低炭素法第54条第2項の規定による申出をするものに応じ、それぞれ第2号ア又はイに掲げる額とを合計した額

9 (略)

10 建築物省エネ法関係手数料

(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料
次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 工場等 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項において「基準省令」という。) 第10条第1号に規定する工場等をいう。) の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 非住宅部分 (建築物の住宅部分以外の部分をいう。以下この項において同じ。基準省令第1条第1項第1号イの規定に係るものに限る。) 次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a - g (略)

(イ) (略)

イ (略)

(2) (略)

(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料 (建

建築物省エネ法第35条第2項の規定による申出をしない場合) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ判定機関若しくは評価機関による審査を受けた場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書について、あらかじめ評価機関から交付を受けた場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) (略)

(イ) 1の建築物(一戸建ての住宅を除き、同時に住宅部分の認定申請をしたものを含む。イ(ウ)及び第7号イ(ウ)において同じ。)のとき。次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額

a・b (略)

(ウ) 2以上の建築物のとき(建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の建築物を含む場合をいう。イ(エ)において同じ。)。次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額

a (略)

b 他の建築物(cに掲げるものを除く。) イ
(ア)、(イ)又は(ウ)の規定の例により算定した額

建築物省エネ法第35条第2項の規定による申出をしない場合) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ判定機関若しくは評価機関による審査を受けた場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書について、あらかじめ評価機関から交付を受けた場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) (略)

(イ) 1の建築物(一戸建ての住宅を除き、同時に住宅部分の認定申請をしたものを含む。イ(イ)及び第7号イ(ウ)において同じ。)のとき。次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額

a・b (略)

(ウ) 2以上の建築物のとき(建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の建築物を含む場合をいう。イ(ウ)において同じ。)。次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額

a (略)

b 他の建築物(cに掲げるものを除く。) イ(ア)
又は(イ)の規定の例により算定した額

c (略)

イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 一戸建ての住宅（基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）の規定に係るものに限る。） のとき。 次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a・b (略)

(イ) 一戸建ての住宅（基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）の規定に係るものに限る。） のとき。 次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のとき。

1件につき17,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のとき。

1件につき19,000円

(ウ) 1の建築物のとき。 次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額

a 住宅部分（基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）の規定に係るものに限る。） 次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

c (略)

イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 一戸建ての住宅（基準省令第10条第2号イ及びロの規定に係るものに限る。） のとき。 次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a・b (略)

(イ) 1の建築物のとき。 次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額

a 住宅部分（基準省令第10条第2号イ及びロの規定に係るものに限る。） 次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(a) - (d) (略)

b 住宅部分（基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）の規定に係るものに限る。）次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。

1件につき33,000円

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上

2,000平方メートル未満のとき。1件につき

57,000円

(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上

5,000平方メートル未満のとき。1件につき

100,000円

(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のと

き。1件につき160,000円

c・d (略)

(エ) 2以上の建築物のとき。次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額

a 申請に係る建築物（ア）、（イ）又は（ウ）の規定の例により算定した額

b 他の建築物（cに掲げるものを除く。）（ア）、（イ）又は（ウ）の規定の例により算定した額

(a) - (d) (略)

b・c (略)

(ウ) 2以上の建築物のとき。次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額

a 申請に係る建築物（ア）又は（イ）の規定の例により算定した額

b 他の建築物（cに掲げるものを除く。）（ア）又は（イ）の規定の例により算定した額

c (略)

(4) - (6) (略)

(7) 建築物エネルギー消費性能基準の認定申請手数料 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについて、あらかじめ判定機関若しくは評価機関による審査を受けた場合、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書について、あらかじめ評価機関から交付を受けた場合又は建築物省エネ法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合若しくは建築物省エネ法第35条第1項各号若しくはエコまち法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ本市の認定を受けた場合で、かつ、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証について、あらかじめ交付を受けた場合 第3号アに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) (略)

(イ) 一戸建ての住宅 (基準省令第1条第1項第2号イ
(2) 及びロ (2) 又は同号イ (3) 及びロ (3) の規

c (略)

(4) - (6) (略)

(7) 建築物エネルギー消費性能基準の認定申請手数料 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについて、あらかじめ判定機関若しくは評価機関による審査を受けた場合、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書について、あらかじめ評価機関から交付を受けた場合又は建築物省エネ法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合若しくは建築物省エネ法第35条第1項各号若しくは低炭素法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ本市の認定を受けた場合で、かつ、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証について、あらかじめ交付を受けた場合 第3号アに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) (略)

(イ) 一戸建ての住宅 (基準省令第1条第1項第2号イ
(2) (i) 及びロ (2) 又は同号イ (3) 及びロ

定に係るものに限る。) のとき。 次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a・b (略)

(ウ) 1の建築物のとき。 次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額

a 住宅部分(基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)の規定に係るものに限る。) 第3号イ(ウ) aに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

b (略)

c 非住宅部分(又は基準省令第10条第1号ただし書の規定に係るものに限る。) 第3号イ(ウ) cに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

d 非住宅部分(基準省令第1条第1項第1号ロの規定に係るものに限る。) 第3号イ(ウ) dに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

1 1 (略)

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(3)の規定に係るものに限る。) のとき。 次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

a・b (略)

(ウ) 1の建築物のとき。 次に掲げる額のうち、認定申請に係るものを合計した額

a 住宅部分(基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)の規定に係るものに限る。) 第3号イ(イ) aに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

b (略)

c 非住宅部分(又は基準省令第10条第1号ただし書の規定に係るものに限る。) 第3号イ(イ) bに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

d 非住宅部分(基準省令第1条第1項第1号ロの規定に係るものに限る。) 第3号イ(イ) cに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

1 1 (略)

秦野市手数料条例の一部を改正することについて

1 条例改正の背景

国のエネルギー政策の基本的な方向性を示すエネルギー基本計画（第四次計画）が平成26年4月11日に閣議決定され、2030年までに新築住宅の平均でZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス：年間の一次消費エネルギーがネットでゼロとなる住宅）の実現を目指すことが明記されました。

また、国は、令和2年10月に内閣総理大臣の所信表明演説で2050年カーボンニュートラルについて宣言し、その実現に向け、エネルギー消費量の約3割を占める建築物分野での省エネ対策を加速させるため、令和4年6月17日に「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」を公布しました。

これに伴い、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令が改正されたとともに、より高い省エネ性能の確保を目指す誘導仕様基準が新たに設定されたことを受け、都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「エコまち法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく手続について、この基準に対応する認定申請手数料の額を新たに設定するものです。

また、国において、エコまち法に基づく低炭素建築物の認定単位が住戸単位から住棟単位に見直されたことを受け、住宅部分の申請単位を住戸の合計から床面積の合計に改めるものです。

2 改正の概要

(1) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料（別表第1第8項関係）

ア 住宅部分の誘導仕様基準に対応する区分及び額の追加

対 象	改正前	改正後
一戸建ての住宅 共同住宅・長屋	標準計算による方法	標準計算による方法
	—	誘導仕様基準（追加）

※ 誘導仕様基準とは、外壁、断熱材、窓又は機器等の仕様について、より高い省エネ性能となる基準を定めたもの。

※ 手数料の額は、資料1のとおり

イ 住宅部分の申請単位の変更

対 象	改正前	改正後
一戸建ての住宅 共同住宅・長屋	住戸の合計（戸数） に応じた区分	<u>床面積の合計（平方メートル） に応じた区分</u>

ウ 非住宅部分のモデル建物法による区分及び額の追加

対 象	改正前	改正後
非住宅	標準計算による方法	標準計算による方法 <u>モデル建物法（追加）</u>
	—	

※ モデル建物法とは、標準計算による方法よりも簡易な計算方法で、入力及び審査項目が少なく、用途別のモデル（学校、ホテル、飲食店、工場等）を選択し、建物仕様及び設備機器等の性能値を入力して得た値が、モデル用途別に定められた基準値への適合性を検証する方法。

※ 手数料の額は、**資料 2**のとおり

(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料（別表第 1 第 10 項関係）

住宅部分の誘導仕様基準に対応する区分及び額の追加

対 象	改正前	改正後
一戸建ての住宅 共同住宅・長屋	標準計算による方法	標準計算による方法 <u>誘導仕様基準（追加）</u>
	—	

※ 手数料の額は、**資料 3**のとおり

3 施行日

令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。

都市の低炭素化の促進に関する法律関係 手数料一覧表【低炭素建築物新築等計画】（1/2）

改正前

用途	申請戸数・床面積		適合証あり	適合証なし	
				性能基準 (標準計算)	
戸建	～	1戸	4,900円	34,000円	
	～	1戸	4,900円	34,000円	
	2戸以上	～ 5戸以下	9,600円	69,000円	
	6戸以上	～ 10戸以下	16,000円	97,000円	
	11戸以上	～ 25戸以下	27,000円	140,000円	
	26戸以上	～ 50戸以下	45,000円	200,000円	
	51戸以上	～ 100戸以下	81,000円	280,000円	
	101戸以上	～ 200戸以下	130,000円	380,000円	
	201戸以上	～ 300戸以下	160,000円	500,000円	
	301戸以上	～	170,000円	590,000円	
共同住宅等の住宅部分※	～	300㎡以下	9,600円	110,000円	
	300㎡超	～ 2,000㎡以下	27,000円	180,000円	
	2,000㎡超	～ 5,000㎡以下	81,000円	280,000円	
	5,000㎡超	～ 10,000㎡以下	130,000円	360,000円	
	10,000㎡超	～ 25,000㎡以下	160,000円	430,000円	
	25,000㎡超	～	200,000円	500,000円	

規定なし

改正後

用途	申請床面積		適合証あり	適合証なし	
				性能基準 (標準計算)	誘導仕様基準
戸建	～	200㎡未満	4,700円	34,000円	17,000円
	200㎡以上	～	4,700円	38,000円	19,000円
戸建の住宅部分※	～	300㎡未満	9,400円	69,000円	33,000円
	300㎡以上	～ 2,000㎡未満	20,000円	120,000円	57,000円
	2,000㎡以上	～ 5,000㎡未満	45,000円	200,000円	100,000円
	5,000㎡以上	～	81,000円	280,000円	160,000円

【補足】

- ・判定機関が発行する適合証がある場合は、適合証ありの手数料。適合証がない場合は、設計・評価方法に応じた手数料
- ・対象面積の追加を行う場合は追加する床面積の区分による。追加以外の変更の場合は申請床面積の手数料額に1/2を乗じて得た額

※複合建築物のうち共同住宅等の住宅部分含む。

追加

都市の低炭素化の促進に関する法律関係 手数料一覧表【低炭素建築物新築等計画】（2/2）

改正前

改正後

追加

用途	申請床面積	適合証あり	適合証なし	
			性能基準 (標準計算)	
非住宅部分※	～ 300㎡以下	9,600円	240,000円	
	300㎡超 ～ 2,000㎡以下	27,000円	380,000円	
	2,000㎡超 ～ 5,000㎡以下	81,000円	550,000円	
	5,000㎡超 ～ 10,000㎡以下	130,000円	670,000円	
	10,000㎡超 ～ 25,000㎡以下	160,000円	790,000円	
	25,000㎡超 ～	200,000円	900,000円	

規定なし

用途	申請床面積	適合証あり	適合証なし	
			性能基準 (標準計算)	モデル建物法
戸建の住宅以外 非住宅部分※	～ 300㎡未満	9,400円	230,000円	87,000円
	300㎡以上 ～ 1,000㎡未満	16,000円	290,000円	110,000円
	1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満	27,000円	370,000円	150,000円
	2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	80,000円	530,000円	240,000円
	5,000㎡以上 ～ 10,000㎡未満	130,000円	650,000円	310,000円
	10,000㎡以上 ～ 25,000㎡未満	160,000円	770,000円	370,000円
	25,000㎡以上 ～	200,000円	870,000円	440,000円

【補足】

- ・ 判定機関が発行する適合証がある場合は、適合証ありの手数料。適合証がない場合は、設計・評価方法に応じた手数料
 - ・ 対象面積の追加を行う場合は追加する床面積の区分による。追加以外の変更の場合は申請床面積の手数料額に1/2を乗じて得た額
- ※複合建築物のうち非住宅部分を含む。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 手数料一覧表【向上計画認定】

改正前

用途	申請床面積	適合証あり	適合証なし	
			性能基準 (標準計算)	
住宅	戸建	～ 200㎡未満	4,700円	34,000円
		200㎡以上 ～	4,700円	38,000円
	共同住宅等	～ 300㎡未満	9,400円	69,000円
		300㎡以上 ～ 2,000㎡未満	20,000円	120,000円
		2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	45,000円	200,000円
		5,000㎡以上 ～	81,000円	280,000円
用途	申請床面積	適合証あり	適合証なし	
			標準入力法 主要室入力法 BESTツール	モデル建物法
非住宅	～ 300㎡未満	9,400円	230,000円	87,000円
	300㎡以上 ～ 1,000㎡未満	16,000円	290,000円	110,000円
	1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満	27,000円	370,000円	150,000円
	2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	80,000円	530,000円	240,000円
	5,000㎡以上 ～ 10,000㎡未満	130,000円	650,000円	310,000円
	10,000㎡以上 ～ 25,000㎡未満	160,000円	770,000円	370,000円
	25,000㎡以上 ～	200,000円	870,000円	440,000円

規定なし

改正後

用途	申請床面積	適合証あり	適合証なし	
			性能基準 (標準計算)	誘導仕様基準
住宅	戸建	～ 200㎡未満	4,700円	17,000円
		200㎡以上 ～	4,700円	19,000円
	共同住宅等	～ 300㎡未満	9,400円	33,000円
		300㎡以上 ～ 2,000㎡未満	20,000円	57,000円
		2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	45,000円	100,000円
		5,000㎡以上 ～	81,000円	160,000円
用途	申請床面積	適合証あり	適合証なし	
			標準入力法 主要室入力法 BESTツール	モデル建物法
非住宅	～ 300㎡未満	9,400円	230,000円	87,000円
	300㎡以上 ～ 1,000㎡未満	16,000円	290,000円	110,000円
	1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満	27,000円	370,000円	150,000円
	2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	80,000円	530,000円	240,000円
	5,000㎡以上 ～ 10,000㎡未満	130,000円	650,000円	310,000円
	10,000㎡以上 ～ 25,000㎡未満	160,000円	770,000円	370,000円
	25,000㎡以上 ～	200,000円	870,000円	440,000円

追加

【補足】 ・判定機関が発行する適合証がある場合は、適合証ありの手数料額。適合証がない場合は、市に技術審査料を含む手数料額（評価方法に応じた金額区分あり）
 ・300㎡未満は追加・変更の適合判定を行う場合に対応（対象面積の追加を行う場合は追加する床面積の区分による。追加以外の変更の場合は申請床面積の手数料額に1/2を乗じて得た額）
 ・複数棟認定申請を行う場合は、棟毎に算出した金額の総額とする